

<令和3年度> 包括外部監査 意見に対する対応
 ●監査テーマ『公有財産の管理運営に関する財務事務の執行について』

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
1	管財課	<p>(意見)固定資産台帳における取得と売却が同年度に行われた土地の記載方法</p> <p>固定資産台帳では、松山市が保有する財産毎に、所在地、所属、件名、取得年月日、取得価額等、増減異動前簿価、増減異動後簿価、数量の情報が一覧列記されている。内容を確認したところ、下記のとおり取得価額等、増減異動前簿価、増減異動後簿価が0(ゼロ)となっていて、その保有状況が不明瞭な土地の記載が数件あった。松山市へのヒアリングの結果、このように記載されている土地は、取得と売却が同年度に行われたものであるとのことである。固定資産台帳の利用者がこのことを読み取ることはできないと思われることから、台帳に当該内容についての説明を記載しておくことが望ましいと思われる。</p>	<p>令和3年度末に公表した令和2年度固定資産台帳において、除却済欄を設け、除却済の資産を明らかにするとともに、注記に「除却済資産で「増減異動前簿価」「増減異動後簿価」がともに0円のもの、登録と除却が当該決算年度の同一年度中に行われた資産」であることを記載した。</p>	22
2	管財課	<p>(意見)公有財産台帳の登録誤り</p> <p>現在、貸付土地の管理方法としては、管財課が作成する公有財産台帳の財産分類の細目において「貸付」を選択することで管理されている。しかしながら、「第4章1. 過去の監査における指摘事項に対する措置状況【合併により引き継いだ未利用財産について】」で取り上げている「怒和隔離病舎跡地」については、愛媛県漁業協同組合へ貸付けられているにもかかわらず、公有財産台帳の財産分類の細目において「貸付」として分類されていない(空欄となっている)。内部管理目的の登録区分の誤りではあるが、台帳登録時の確認作業等が十分でない可能性があるため、確認方法の周知を徹底する必要があると考える。</p>	<p>今回の監査を受けて、貸付けている公有財産は、令和4年度から貸付一覧表を作成し、毎年各課に確認させ管理している(意見3に対してお応済)。貸付一覧表を作成したことで、今年度、財産台帳の細目の表示を削除した。</p> <p>また、公有財産は、全庁から閲覧できる場所に財産のデータを掲示するとともに、毎年、施設所管課に実態と公有財産台帳の整合性の確認を依頼し、結果を報告させていたが、登録誤りなどがあつたことから、実態と台帳との整合性の確認作業を行うために、令和5年度から実物調査を下記方法で実施することとした。</p> <p>調査方法は、毎年度2部局ずつを対象に、部局ごとの土地・建物台帳データから調査対象とする財産を管財課で抽出。まず、管財課が単独で現地を確認し、疑義があるものについては、必要に応じて施設所管課立会いのもと再度現地確認を行う(5年度間で全部局を調査予定)。</p> <p>調査で問題ありと判断された財産は、施設所管課に対し問題点及び改善点を文書で指摘し、対応を指示。施設所管課から財産台帳の登載変更通知書等を受領後、台帳を実態に則した正しい内容に修正する。</p> <p>今後も松山市財務会計規則等に沿った適正な公有財産の管理に努める。</p>	34
3	管財課	<p>(意見)土地貸付台帳の作成について</p> <p>現在、貸付土地の管理方法としては、管財課が作成する公有財産台帳の財産分類の細目において「貸付」を選択することで管理されているとともに、加えて土地貸付台帳が作成されている。この土地貸付台帳は、条例や規則により作成を義務付けられていない任意で作成した台帳という位置づけである。現状、所管課から管財課への報告漏れや台帳登録時の確認作業等が十分でないため、土地貸付台帳における賃料などの更新漏れや土地の記載漏れが生じている。</p> <p>今後は、土地貸付台帳の記載内容について、年度ごとに所管課へ確認を依頼する手続を導入することなどが望ましいと考える。また、すべての土地貸付に係る情報を収集し正確に作成することが難しいと考えられる場合、そもそも土地貸付台帳は任意で作成されていることから、土地貸付台帳を作成する必要性自体も検討することが考えられる。</p>	<p>土地貸付台帳は、条例や規則により作成を義務付けられたものではないため、管理方法の見直しを検討することとした。</p> <p>貸付土地は、全てを一覧表としてまとめた情報で管理することとし、現在通知されているデータをもとに作成した一覧表の情報を財産の所管課に確認させた。</p> <p>なお、この一覧表は、年度ごとに所管課に情報の確認と更新を依頼することとした。</p>	34

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
4	財政課	<p>(意見)土地開発基金残高の妥当性について</p> <p>土地開発基金のような定額運用基金は、設置後の状況変化や基金充当事業の実施見込み額の変動等により、特定の目的のための積立ての中に有効に活用されない部分が含まれている。厳しい財政状況下で限られた財源を有効に活用するためには、特定の目的のための積立てに有効に活用されない部分が含まれている場合には、松山市の事業全体の中から優先順位が高いものに充当するべきであり、特定の目的や使用見込みが具体化した時点で改めて計画的な積立てを検討することが望ましいと考える。</p> <p>以上の点から、今後の使用見込みが不明、必要額に比して基金残高が過大、又は特定の充当事業がないような場合で、かつ一般財源により造成されている基金については、特定の目的を持つ事業の必要額を上回る部分について、いったん一般会計に繰戻すことを検討することが必要である。</p> <p>また、基金は「年度をまたいで存在する」という特性を持つ。したがって、基金によっては、かなり長期間にわたって維持されることになるものもあり、その結果、環境の変化に伴い基金の存在意義が薄れてきたにもかかわらず存続するといった事態も想定できる。</p> <p>そこで、基金の規模について定期的に検討していき、段階的に適切な規模に縮小していけば、より必要性が高い基金に回すことも可能となり、廃止しなくても実質的には廃止したのと同様の効果が期待できる。そして、もし将来再度土地開発基金が必要になれば必要額まで金額を積立てれば特に問題もないと思われる。</p>	<p>上記意見事項を踏まえ、妥当性について、以下のような検討を行ったものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の先行取得を必要とするような大型事業は、検討に時間を要するほか、事業の進捗によっては、計画や事業規模を見直ししたり、新たに先行取得を必要とすることが想定されるため、特定の時点で適切な基金規模を見極めることは困難である。 ・本市の土地開発基金は、近年、用地先行取得の意義が薄れ、需要が減少していることを踏まえ、平成24年度から平成26年度に他の基金へ移し替えて規模を縮小しているが、過度に縮小すると、一般的に高額となる用地を予算に先行して購入するという基金本来の機能に支障が生じるため、一定程度の規模を維持する必要がある。 ・上記に加え、基金の見直しによる規模縮小後も、平成29年度に学校用地を先行取得するなど、多額の活用事例もあることから、当面見直しは行わないが、今後の実績や活用の見込み、財政状況などを考慮しながら、継続的に適宜見直しを検討する。 	43
5	財政課	<p>(意見)松山市土地開発公社の存廃に係る検討について</p> <p>松山市土地開発公社について、事務局である理財部財政課担当者からは直ちに廃止すべき状況はないとの回答を得たが、10年以上の長期に渡り事業を実施しておらず、存続の必要性に疑問がある。平成21年の総務省通知「土地開発公社の抜本的改革について 第1」において、存続の必要性が認められない土地開発公社については解散を検討し、存続の必要性が認められる土地開発公社であっても個別の業務ごとに継続する必要性を確認の上で、業務の一部の廃止について検討することが求められているため、これに従った検討を実施することが望ましい。</p> <p>なお、存続にあたっては土地開発公社の有用性のみならず、処分見通しの困難な土地を長期にわたり抱えるおそれがあること、処分が進まないまま取得に係る借入の利子負担が増大するおそれがある等の将来起こりうる問題も十分に考慮した上で検討するべきである。</p>	<p>令和4年度から存廃についての検討を行い、令和5年5月の公社の理事会で、「公共用地の先行取得の意義は薄れ、公社の役割は終えた。」との理由で解散の同意を得た。</p> <p>その後、令和5年6月定例市議会で解散の議決を得て、同年7月18日に愛媛県知事の認可を受け、解散した。</p>	47
6	人事課	<p>(意見)対応・措置に対する期限の設定について</p> <p>包括外部監査により指摘・意見された事項について、「取扱要領」では「計画を立てて措置に向けて取り組む」場合、「指摘(意見)事項対応スケジュール」を作成し、人事課へ提出となっており、「完了予定時期」を記載するように定められている。</p> <p>しかし、公有財産関連ではないが平成30年度指摘事項が現時点でも「対応中」となっており「…精査し、今後の継続または廃止を決定する」としか記載されていないような案件も見受けられる。</p> <p>難しいテーマや解決に長い期間を要する問題に対して、適切に措置を講じていくためには、少なくとも完了予定時期と具体的な目標は「指摘(意見)事項対応スケジュール」に基づいて「措置内容・対応困難な理由」欄に必ず明示すべきであることから、「取扱要領」に基づいた適切な運用を行うべきである。</p>	<p>過年度の指摘措置及び意見対応の状況一覧で「措置中」又は「対応中」となっている事項を再度確認し、対応予定時期が明記されていないものは、令和4年度措置状況の公表時に明記した。</p> <p>また、今後は対応予定時期を明記するよう徹底するとともに、早期の措置・対応を促す。</p>	50

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
7	人事課	<p>(意見)全庁的な措置内容の周知徹底と改善を促す仕組みの導入について</p> <p>包括外部監査は、毎年特定の事件(テーマ)を選定し、監査対象や監査の対象部署を特定することによって実施されている。松山市としては、指摘・意見を受けた担当部署が中心となり措置方針を決定している。ただ担当部署が各々措置を示したものを集約するだけでは、対応に整合性が取れない可能性があるため、「措置」対応の均質化のための仕組みとして、取りまとめ作業を担当している人事課が中心となり、措置担当部署を調整する仕組みがとられている。その結果まとまった措置の一覧として「指摘」に対しての『措置状況一覧』及び『意見詳細』が公表されている。ただ、『措置状況一覧』及び『意見詳細』で措置対応を検討しているのは、包括外部監査報告書に記載があった事案に関する担当部署に留まっており、同様の問題が他の部署で存在していても、監査対象以外の部署では問題視されることはない可能性がある。つまり、同じ課題が存在しているにもかかわらず、監査の対象となった部署のみにおいて問題が解決されるだけで、その他の部署では同様の問題が放置されたままの状態となっている可能性が否めない。</p> <p>包括外部監査を統括している人事課では、これまでも、包括外部監査人による監査結果の全庁報告会を独自に実施してきたほか、庁内広報媒体にて監査結果を周知するなど、全庁的に共通する事務に関する指摘・意見事項の横展開に努めてきた。しかしながら、例年、同種の指摘・意見が存在することを鑑みれば、周知啓発に留まらず、人事課が積極的にその問題解決に着手すべきであると考えられる。そこで、全庁的な共通認識として浸透させ、運用する仕組みの導入、例えば指摘事項等について個別に整理をしたものをチェックリストのような形で全庁的に確認を促すなどの手法も検討することが望ましい。</p>	<p>令和4年度から、前年度の包括外部監査の結果を各部署内で周知の上、指摘事項等と同様の不備がないかチェックを行う「フォローアップシート」の作成及び人事課への提出を求める仕組みを導入した。</p>	50
8	人事課	<p>(意見)包括外部監査報告書のフォローアップ体制の整備について</p> <p>担当部署が措置状況に記載された内容を適切に実施しているか否か等について、検証する制度が確立されていない。そのため、今回の監査の結果、下記の【公有財産の処分に係る台帳への反映漏れについて】の「公有財産の実物調査について」の部分や【公有財産の評価替えについて】の様に不十分な措置であるにもかかわらず、若しくは報告書の結果や意見と措置したとされる内容との間に食い違いがあっても、『措置済』と記載されているものが発見された。</p> <p>これは「措置を講じた」とはいかなることを指し、いつの時点のことを指すのかについて、十分な理解がなされていないとも考えられる。</p> <p>そのため、今後は担当部署が提出した措置の方針や内容について第三者が客観的に検討し、不十分であれば再考を促す仕組みづくりが必要ではなかろうか。確かに「措置内容の履行責任は担当部署にある」という松山市の回答は間違っていない。しかしながら、公有財産というテーマに絞っても複数個の不十分な『措置済』との記載が発見された以上、従来の手法が最善とは言い難い。そこで、実施した措置により指摘事項や意見に示された事項がどのように改善されたのか、継続的な調査を実施すべきであると考えられる。例えば、</p> <p>①庁内に措置状況の継続的なフォローを行う監査委員以外の部署を設ける ②監査委員監査の一環として措置の実施状況のフォローを行う ③包括外部監査結果報告書を提出した包括外部監査人に当該報告書提出後も継続的な措置状況の確認を依頼する 等が考えられる。</p> <p>包括外部監査は十分に措置されなければ実施する意味が薄れてくる。報告書の内容を吟味し、そこに記載された結果、意見等に対して実際の行政運営に有効活用して初めて実施した監査が生きてくるはずである。</p>	<p>過年度の包括外部監査の指摘・意見のうち、継続的に対応が必要なものを令和6年度中に整理し、その対応状況について調査するとともに、その対応に不備があるものについては、早期の対応を促す。 今後は定期的に調査を行い、監査結果の有用性をより高めていくこととする。</p>	51

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
9	管財課	<p>(意見)令和元年度 包括外部監査(指摘)「公有財産の実物調査について」への対応方法の検討</p> <p>松山市ホームページの<令和元年度 包括外部監査 措置状況>を確認したところ、「令和3年度8月頃措置通知予定」と記載されているにも関わらず、未だ措置に至っていないのは対応が十分に進んでいるとは言えない。</p> <p>公有財産台帳を基に売却や貸付などを適正に手続きすることや未利用地を把握し、有効活用を行うことなどの主旨を鑑みれば、実物調査により公有財産の状況を正確に台帳に反映する必要がある。その一方、山林など、実物調査が困難な場合もあるほか、松山市に存するすべての公有財産と台帳を一致させる作業は、かなり煩雑になることは否めない。</p> <p>監査人としては、台帳を作成する意義を踏まえ、より実行性の高い方法で台帳の管理を行う必要があると考え、その方法としては次のようなことがあげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物調査を行う財産の分類や種類を限定する。 ・実物調査は数年ごとに行い、その間は異動があった場合に所管課から管財課に報告を行う。 ・財産所管課から管財課への報告は、現在運用している「確認書」のみならず、確認した経過が分かる書類(チェックリストなど)を添付する。 <p>以上のことを踏まえ、よりの確に公有財産の実態を把握することが望ましい。</p>	<p>公有財産は、全庁から閲覧できる場所に財産のデータを掲示するとともに、毎年、施設所管課に実態と公有財産台帳の整合性の確認を依頼し、結果を報告させていたが、登録漏れがあったことから、実態と台帳との整合性の確認作業を行うために、令和5年度から実物調査を下記方法で実施することとした。</p> <p>調査方法は、毎年度2部局ずつを対象に、部局ごとの土地・建物台帳データから調査対象とする財産を管財課で抽出。まず、管財課が単独で現地を確認し、疑義があるものについては、必要に応じて施設所管課立会いのもと再度現地確認を行う(5年度間で全部局を調査予定)。</p> <p>調査で問題ありと判断された財産は、施設所管課に対し問題点及び改善点を文書で指摘し、対応を指示。施設所管課から財産台帳の登載変更通知書等を受領後、台帳を実態に則した正しい内容に修正する。</p> <p>今後も松山市財務会計規則等に沿った適正な公有財産の管理に努める。</p>	72
10	管財課	<p>(意見)土橋町住宅の返還交渉について</p> <p>本人死亡の場合には、相続関係の調査が必要になり事務が増えることを認識しながら、交渉がほとんど進んでいない。居住者や相続人と連絡が途絶えないように粘り強く交渉を進めていくべきである。</p>	<p>居住者については、緊急時の連絡先として関係者や縁故者の所在も伺うなど、今後も連絡が途絶えないよう努めていく。</p> <p>相続が発生しているものは、相続人に契約継続の意向を確認し、所有権移転や相続放棄の手続きを速やかに行うよう促した。また、相続人が存在しない建物については、家庭裁判所や弁護士等に助言をいただきながら財産管理人の選任等を行うこととしており、今後も継続して適正な処理に努める。</p>	84
11	農水振興課	<p>(意見)不納貸付料の欠損処理について</p> <p>当時の商法によると最終納入から5年が時効であり、平成28年には時効が到来していた。時効が到来した時点で徴収不能額とすべきであったが、長期間処理がなされておらず、平成22年の意見が生かされていない結果となっている。</p> <p>なお、不納欠損額は貸付料73,039円、貸付料利息30,620円である。</p>	<p>本債権については、時効到来後も継続して現況調査などの徴収努力を行ったが回収には至らず、令和2年3月に不能欠損処理を行ったもの。</p> <p>今後の債権管理については、「債権管理に関する基本方針」や、「松山市債権管理条例」に則り適切な債権放棄の手続きを進め、可能となった債権から順次、不能欠損処理を行う。</p>	89
12	管財課	<p>(意見)「施設白書」の位置付け及び今後のあり方について</p> <p>「施設白書」は、住民への周知や施設マネジメントでの各種検討を目的として、市民利用のある施設を対象として作成していたが、公共施設マネジメントの取り組みにより、すべての施設を網羅した「固定資産台帳」や「個別施設計画」が作成されたことでその意義が希薄化しているように思われる。</p> <p>以上の状況を踏まえ、業務の効率化を図る意味合いも含め、「施設白書」の位置付けや今後のあり方を再整理する必要があると考える。</p> <p>施設マネジメントでの各種検討に用いる資料としては「固定資産台帳」や「個別施設計画」で足り、また、施設の老朽化状況も「固定資産台帳」で確認できるため、例えば「施設白書」を廃止する案や、「施設白書」は市民利用のある施設の所在地や利用可能時間等の情報など「固定資産台帳」では確認できない情報を一元的にとりまとめる案などが考えられる。</p>	<p>令和5年度に「施設白書」の更新作業を行う中で、白書の位置付けを再整理した。</p> <p>施設の老朽化状況の把握や、施設のあり方の方向性を検討する基礎資料としては、「固定資産台帳」及び「個別施設計画」を用いることとし、「施設白書」は主に住民周知のための資料として位置付け、施設用途別に所在地や利用時間、利用状況などの基礎情報をわかりやすく整理した上で、令和6年2月に市HPで公表した。</p>	111
13	スポーツインテグレーション推進課	<p>(意見)企画展示ホールの今後のあり方について</p> <p>企画展示ホールの2、3階は、使い勝手の悪さから安定的な利用者増加が見込めない状況が継続している。これを受けて平成28年度に実施された「企画展示ホールについて考えるワークショップ」の開催後5年を経過しているが、利用状況の低調に対する松山市の取組みには遅れがある。本ワークショップの意見等に対する松山市の検討及びフォローアップを早急に行う必要がある。</p>	<p>企画展示ホールの「他の施設に転用」や「民間に貸付」は、建物の構造や毎年定期的な利用者がいるなどの利用状況を踏まえると、現状対応が難しい。</p> <p>ワークショップの意見を参考に指定管理者と連携して、「現状の利用形態で利用率を上げる」ため、下記の対応を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○西側入口は利用者の要望があれば開放するようにしている。また、事務所横の扉は開放しているため、西側からの来館者はそちらを利用してもらっている。 ○施設の位置や実施しているイベントがわかるように、プラザ棟から企画展示ホールまでの動線3箇所に案内看板を設置した。また、看板には開催されているイベントを表示するようにした。 ○プラザ棟から企画展示ホールまでの動線の照明に干渉して暗くならないように、周辺樹木の剪定を行った。 ○2・3階中央階段を撤去して3階に床面を設けることを検討したが、構造上実施は困難であった。 	130

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
14	スポーツイングリッシュ推進課	<p>(意見)坊っちゃんスタジアムの改修について</p> <p>坊っちゃんスタジアムは平成12年5月に、四国4県で唯一3万人規模の収容人員を有する野球場として松山中央公園内に建設された。その愛称は、一般公募により付与された。供用開始以降、高校野球、社会人野球などアマチュア野球公式戦などが行われている。</p> <p>一方、積極的にプロ野球の誘致も行っており、毎年少なくとも1カード2試合の公式戦が行われている。また、平成14年と平成24年にはオールスターゲームが開催され、令和4年にも開催が予定されている。この様に地方球場であるにもかかわらず、10年ごとにオールスターゲームを開催できていることは、関係者の努力の賜物である。</p> <p>しかしながら、このオールスター開催の度に大型改修が行われたことで、多額の支出が必要となっていた。最初のオールスター誘致にあたっては、スコアボードは開場当初の全面磁気反転式から電光式に入れ替えられ、2度目のオールスターゲームを控えた平成24年には、開場後初の大改修を実施して、スコアボードのボールカウント表示を国際基準のBSO表示に変更したほか、ラバーフェンスの張り替えなど、グラウンドの整備も行われた。そして、令和2年度にスタジアムの照明LED化、令和3年度にスコアボードをフルカラーのLED全面フリーボードへの改修が実施されている。令和2年度及び令和3年度の改修費用はおよそ10億円程度と見積もられている。</p> <p>先にも記載しているように、平成14年以降3度目のオールスターを開催できるのは松山市民として誇りであることは間違いない。しかしながら、松山市においても「今後の少子高齢化の進行などにより、公共施設等に求められるニーズの変化が予想されることから、公共施設等を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供しつつ、財政負担の軽減・平準化を図っていくことが求められている」中、一部の施設に対して度々多額の改修費用を使うことを、市民は十分理解しているものであろうか。当然のことながら、これらの予算は市民の代表である市議会の議決を経ており、広報まつやまでも、当初予算全体の公表の中で、当該改修に係る予算の記述もわずかに見られるものの、オールスターの開催に関する広報に比べると、いささかバランスを欠いている印象を受ける。</p> <p>監査人はオールスターの開催について決して否定しているわけではない。ただ多額の改修費用が必要であることも市民に丁寧に説明し、その結果として多くの市民から賛同を得られるならば開催することに問題はないと考えている。そのため、坊っちゃんスタジアムの改修にあたっては予算金額も含めて市民に詳細を公表し、丁寧な説明が求められると考える。</p>	<p>当該が実施するイベントや事業に加えて、施設に必要な改修についても、市のHPや広報まつやまなどを活用し、市民に丁寧な情報発信を行っていく。</p>	138
15	スポーツイングリッシュ推進課	<p>(意見)坊っちゃんスタジアムの整備・保有方針の検討</p> <p>一定規模以上の競技大会等を開催できる規模の施設は、大会に即した試合が行えるような規模・仕様求められるため、地域住民が日頃の運動のために利用するには過剰な施設となっている可能性がある。また、一般的に公共施設全般に言えることでもあるが、特にこのようなスポーツ施設などは整備費、維持管理費ともに高くなる傾向にある。</p> <p>坊っちゃんスタジアムは、市民利用のほかプロ野球公式戦や全国規模の様々な大会誘致ができる施設として、スポーツを「する」「見る」「支える」といった様々な角度から、市民がスポーツに親しむことができる愛媛県を代表する重要な施設であるが、その一方では施設の維持に多くの費用が必要となる。</p> <p>そのため、これまでの坊っちゃんスタジアムの利用状況を分析し、スタジアム・アリーナへの転換もしくは持続可能な施設運営がなされるよう多目的な活用策を検討するほか、施設改修にあたっては、ストック適正化の検討において整備・保有が真に必要なかどうかを慎重に検討し、実施する場合には財源の確保や経費削減に努める必要があると考える。</p>	<p>・スポーツ庁の「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック<第2版>」において、指針が対象とするスタジアム・アリーナは、数千人から数万人の観客を収容し、「スポーツを観る」ことを主な目的とする集客施設としている。</p> <p>・坊っちゃんスタジアムは、地域スポーツの普及と野球文化の継承のため、本市独自の特色を持った施設と位置付けており、プロの試合や全国規模の大会を開催する一方、市民球場として、高校野球をはじめとする市民がスポーツをする場として、多目的な利活用を行っている。</p> <p>以上のことから、スタジアム・アリーナへの転換は困難であるが、引き続き持続可能な施設運営がなされるよう多目的な活用策の検討や中長期的な視点での施設改修を行っていく。</p>	140
16	管財課 施設所管課	<p>(意見)集会所等の今後のあり方について</p> <p>集会所等の老朽化への対応については、今後の少子高齢化の流れを踏まえれば、現在の施設量を維持することによるコストが松山市の財政を圧迫する恐れがある。</p> <p>一方で、集会所等自体が地域の活動と密接につながっているもので、今日まで地域の実情に応じた整備がなされてきた経緯があるため、市は各地区の集会所機能を統廃合・複合化することは困難との見解である。そこで、集会所等の施設の特長も考慮しつつ、老朽化に対応するために、まずは集会所等の今後のあり方を検討・整理することが望まれる。</p>	<p>管財課が全体調整しながら、各種集会所の所管課とあり方の検討を行った。</p> <p>施設数が多い教育委員会所管の「分館」とまちづくり推進課所管の「コミュニティ集会所」のあり方については、令和5年度末に内部整理が完了し、令和6年度から順次、コミュニティ集会所を分館移行し、教育委員会の所管施設にしている。</p> <p>地元主導で管理していたコミュニティ集会所を分館移行することで、建替えや施設廃止時の解体の費用負担など、施設管理を統一したルールに基づき運用することが可能となった。また、同じ用途の施設が複数課に跨って管理されていたものが、分館移行に伴い統一化され、業務の効率化が図られた。</p>	191